

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

証拠申出書（治水その4）

2013（平成25）年5月21日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名

第1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課長

証人 荒川 泰二 (呼出 主尋問90分)

第2 立証趣旨

- 1 証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長の職にあり、関東地方の河川計画を統括する責任者である。
- 2 控訴人らは、利根川治水計画のベースになっている昭和22年のカスリーン台風洪水の再来に対して治水基準点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）での八ッ場ダムの治水効果が国土交通省の計算でもゼロであること、さらに、最近60年間で最大の洪水である平成10年洪水について観測流量から計算すると、八ッ場ダムの治水効果は八斗島地点でわずかであって、八ッ場ダムは利根川の治水対策として意味を持たないことを明らかにしてきた。以上は治水基準点「八斗島」での効果であるが、最近になって国土交通省の報告書に、八斗島地点から下流部に行くほど、八ッ場ダムの洪水調節効果が顕著に減衰していく計算結果が示されていることが示された。
- 3 平成22年10月から国土交通省関東地方整備局により、八ッ場ダム事業の検証が行われた。ダム事業者自らの検証であり、第三者機関による検証ではない。この検証結果は「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書 平成23年11月国土交通省関東地方整備局」（以下「八ッ場ダム検証報告」という。）として関東地方整備局のホームページ等で公開されている。
- 4 この検証では治水に関して様々な計算が行われた。その計算の元資料の開示を求めたところ、平成24年5月になってようやく、元資料である委託調査報告書「H23 利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書、平成24年3月、パシフィックコンサルタンツ株式会社（甲B第174号証）」が開示された。

5 この開示資料を分析したところ、流域都県にとっては、八ッ場ダムは意味を持たない河川施設であると思われる。その要点は次のとおりである。

- ① 八ッ場ダム事業検証の治水の計算は八ッ場ダム案が有利となる前提で行われたものであるが、そのような計算であっても、八ッ場ダムの治水効果が下流に行くほど顕著が減衰する結果が得られている。
- ② 八ッ場ダム検証報告では、八斗島地点において八ッ場ダムの洪水調節効果が大きいという計算結果のみが示され、それ以外のデータが示されていないので、八ッ場ダムがない場合に果たしてどのような状況になるのか、また、八斗島地点の効果が利根川下流部・江戸川までどの程度維持されるかは全く不明である。
- ③ 八ッ場ダム検証報告では八ッ場ダムがどこまで必要なものであるのかの詳細が明らかにされていないので、報告の元資料である委託調査報告書の開示を求めたところ、ようやく平成24年5月になってその資料が開示された。
- ④ その資料を分析したところ、この計算は、八ッ場ダム事業の検証で八ッ場ダム案が最有力案になるように、条件をつくって行われたものであるが、それでも八ッ場ダムの治水効果が計算上もきわめて限定的であることが判明した。
- ⑤ 計算上、八ッ場ダムの治水効果が大きいのは渡良瀬川合流点より上流までで、そのあとは下流に行くにつれて次第に小さくなっていく。利根川の取手付近下流や江戸川では渡良瀬川合流点より上流の1/10程度にまで落ち込んでいる。
- ⑥ ダムの治水効果の減衰は河道貯留効果といわれる現象によるものである。河道貯留効果により、ダムによる洪水ピークカット量は下流に行くほど小さくなる。
- ⑦ 利根川の目標洪水流量 $17,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ （八斗島地点）という前提で行った国土交通省の計算で、八ッ場ダムがない場合における対応不足流量を求めて

みると、利根川下流部、江戸川ではかなり小さくなり、江戸川では40～160 m³/秒で、大半の洪水は40～90 m³/秒である。

- ⑧ 江戸川における40～90 m³/秒の超過が洪水位としてどの程度の高さになるかを考えてみると、川幅500m、流速3m/秒とすれば、40～90 m³/秒の超過は3～6cmに過ぎない。この超過がもし問題であるとするれば、河床の掘削深さを3～6cm増やすだけのことであり、現実に十分に対応することが可能である。
- ⑨ さらに、八ッ場ダムの効果は下流に行くほど減衰するから、江戸川について見れば、40～160 m³/秒は江戸川の上流部での数字であり、東京都が面する江戸川下流部ではこれよりかなり小さくなるから、流域都県にとって八ッ場ダムが意味のない施設となると思われる。

よって、同証人に対して、上記報告書の作成経緯とその結果について確認するとともに、この調査結果から、どのような理由で八ッ場ダムに治水上の利益があると判断したのか尋問し、その判断に根拠がないことについて立証する。

第3 尋問事項

追って提出する。

以 上